

〈調査報告〉

## 中小株式会社に対する会社法制定の影響

～2005年度に実施したアンケート調査の検討～

広瀬裕樹

### 目次

1. はじめに
2. 回答会社の属性など
3. 「最低資本金」規制
4. 機関関係
5. 株式関係
6. その他
7. 小規模会社と中規模会社の相違
8. 調査結果から見た資本制度の意味
9. 会社法施行後になされた調査との関係
10. 終わりに

### 1. はじめに

#### 1-1. 本稿の目的・対象

本稿は、2005年11月に名古屋地区において中小規模の会社に対して行ったアンケート調査につき、検討結果を記すものである。

アンケートの実施から若干の時間を経過しているため、時宜を失した感もある。しかし、「会社法」の制定は、商事法制において、戦後最大の大変革というべき一大事であった。しかも、その改正の影響は、中小規模の会社において最も大きいものといえる。それゆえ、会社法が成立してから施行までの「狭間」

において、中小規模の会社がいかなる状況にあったかは、今後の会社法制の方向性を見定めるためにも、貴重な視座を与え得るものと思われる。そこで、若干時間的間隔は空いてしまっているが、検討結果を公表することとした。

今回のアンケート調査では、株式会社だけでなく、合名会社・合資会社、有限会社（正確には「旧有限会社」と称すべきであろうが、本稿では、調査時点を基準として、単に「有限会社」と称する）も対象とした。全ての集計結果は、本稿に続いて掲載するのでご参照頂きたい。ただし、このうち、合名会社・合資会社および有限会社の調査結果についての検討は、既に別稿で公表済である<sup>(1)</sup>。そこで、本稿では、株式会社に関する調査結果について検討を加えることとし、合名会社・合資会社および有限会社の調査結果については、必要に応じて参照することにとどめた。

なお、今回のアンケート調査の企画は、2003年度に行ったアンケート調査<sup>(2)</sup>（以下「2003年度調査」とする）に引き続いて計画されたものである。そこで、2003年度調査の結果についても、参考になる場合は比較対照することとした。

## 1-2. 調査の概要

今回の調査は、名古屋商工会議所と名古屋大学新会社法研究会（座長：浜田道代名古屋大学教授）の合同企画により、中小企業を対象に、会社法にて改正されるポイントに関して、実態の調査を行った<sup>(3)</sup>。名古屋商工会議所の会員企業を対象として、会社組織形態別に作成したアンケートを送付し、FAX返信方式で実施した。アンケートの回収期間は、2005年11月1日から11月30日までである。アンケートを送付したのは、具体的には、資本金5億円未満の株

---

(1) 広瀬裕樹「合名・合資会社および旧有限会社に対する会社法の影響」浜田道代先生還暦記念『検証会社法』43頁（信山社、2007年）。

(2) 家田崇＝広瀬裕樹「中小規模株式会社の実態」名古屋大学法政論集200号〈5〉頁（2004年）。

(3) アンケート項目の作成は、名古屋商工会議所と名古屋大学新会社法研究会にて共同で行われたが、原案作成などは、もっぱら齋藤孝一氏（マック税理士法人代表社員・税理士）が中心となって行われた。

式会社<sup>(4)</sup> 4500社、合名・合資会社 350社、有限会社 1500社であり、回答を得たのは、それぞれ、471社 (10.5%)、27社 (7.7%)、160社 (10.7%)であった。なお、合名会社で回答していただけたのは1社であった。

今回の調査では、「回答すると『新会社法』のポイントが解るアンケート」と称して、アンケート項目の合間にコラムを差し入れ、会社法で改正されたポイントを平易に解説した。アンケートへの回答を進めていけば、会社法に対して理解を深めることができるという趣向である。このような形態を採ったのは、一つには「新会社法」の啓蒙を目指したということもあるが、主たるねらいは、アンケート回収率の向上である。2003年度調査における回収率は18.4%であり、実態をより正確に反映すべく回収率を高めたかったからである。そのために、アンケートの項目数も絞った。会社の属性に関する質問項目は7項目（業種、資本金、直近年間売上高、会社設立の年、創業の年、経営者の経歴、法人税法上の会社の区分<sup>(5)</sup>）、会社法に関する質問項目は、それぞれ、株式会社は36項目、合名・合資会社は13項目、有限会社は8項目にとどめた。しかし、結果的には、既に示した通り、回収率は10%強にとどまった。このように、回収率を高めようとしたねらいは十分には達成できなかった。

標本数としては十分な量とはいええないであろう。しかし、情報として意味がないわけではない。そこで、標本数が少ないことには十分に配慮しつつ分析を行い、その結果を公表することとした次第である。

---

(4) 今回の調査において、対象となる会社をリストアップする便宜上、株式会社では資本金5億円未満の会社を「中小企業」とみなすこととした。これは2003年度調査と同じである。家田崇＝広瀬裕樹・前掲注②論文〈5〉頁参照。

(5) 法人税の申告にあたり、会社は、「同族会社」、「非同族の同族会社」、「非同族会社」に区分される。「同族会社」とは、個人株主とその親族など特別の関係にある個人および法人をあわせて株主グループとし、その上位3グループで株式の過半数を占める株式会社（法人税法2条10号、法人税法施行令4条）と定義される。株主構成の概要を簡易に確認できるため、2003年度調査に引き続いて調査項目とした。これらの概念については、若干古い文献であるが、岸田雅雄『会社税法』281頁以下（悠々社、1997年）を参照されたい。

今回の調査では、前述のとおり、会社法改正のポイントに焦点を絞っており、会社の属性などの調査を直接には目的としていない。そのため、会社の属性などに関する調査項目を前述のように限定している。もっとも、資本金や売上高などは調べており、これはこれで貴重な情報である。そこで、会社の属性に関する調査結果も視野に入れ検討を行った。

なお、株式会社の回答のうちには、資本金の解答欄に5億円以上と回答した会社も存在した。そこで、以下の検討では、それらを除いた468社の回答を対象とすることとする（後掲の集計結果も同様）。

## 2. 回答会社の属性など

会社の属性に関する調査結果の概要は、次ページに示す通りである。ここでは、2003年度調査と比して特徴的なところを2点指摘しておきたい。

第一に、回答会社の規模に関してである。2003年度調査では、資本金の平均は8024万円、売上高の平均は39億9639万円であった<sup>(6)</sup>。今回の調査の回答会社は、2003年度調査と比して小規模のものが多くである（【図表1】も参照）。

第二に、会社の歴史に関してである。2003年度調査では、会社設立年の平均が1965年、創業年の平均が1953年であり、経営者の履歴は、創業者が18.0%、次世代（前経営者の子供など）が47.1%であった<sup>(7)</sup>。2003年度と比べると、会社設立年の平均、創業年の平均は若く、創業者が経営している割合が高い。

今回の調査では歴史の浅い会社の割合が高く、そのために規模も比較的小さくなっていると理解し得るかもしれない。

なお、資本金の額に関しては、「8. 調査結果から見た資本制度の意味」にて、さらなる考察を行っている。

---

(6) 家田崇＝広瀬裕樹・前掲注(2)〈24〉頁参照。

(7) 家田崇＝広瀬裕樹・前掲注(2)〈7〉頁。

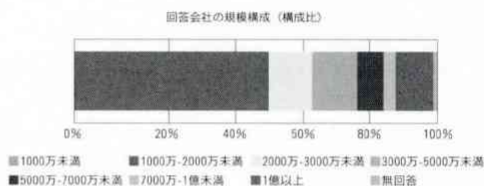
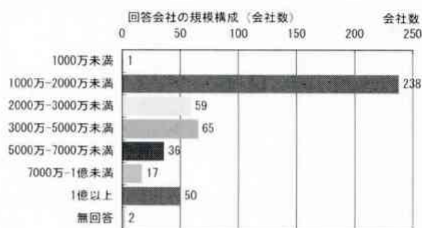
## 中小株式会社に対する会社法制定の影響

### 回答会社（468社）の概要

● 業種		
1. 農林水産業	2社	0.4%
2. 鉱業	1社	0.2%
3. 建設業	70社	15.0%
4. 製造業	95社	20.3%
5. 卸売業	97社	20.7%
6. 小売業	29社	6.2%
7. 飲食・旅館業	5社	1.1%
8. 金融・保険業	2社	0.4%
9. 不動産業	23社	4.9%
10. 運輸・通信・公益事業	22社	4.7%
11. サービス業	77社	16.5%
12. その他	43社	9.2%
13. 無回答	2社	0.4%
● 資本金	平均	4493万円
● 直近の年間売上高	平均	23億1353万円
● 会社設立の年	平均	1970年
● 創業の年	平均	1962年
● 経営者の履歴		
1. 創業者	151社	32.3%
2. 前経営者の子供、または子供の配偶者（家族関係者）	182社	38.9%
3. 前経営者の兄弟その他の親戚関係者	15社	3.2%
4. 前経営者と家族関係・親戚関係のない従業員から昇進した者	41社	8.8%
5. 親会社、関係会社等から派遣された者	48社	10.3%
6. その他（具体的に……回答用紙にご記入ください）	21社	4.5%
7. 無回答	10社	2.1%
● 会社の区分		
1. 同族会社	308社	65.8%
2. 非同族の同族会社	43社	9.2%
3. 非同族会社	91社	19.4%
4. 無回答	26社	5.6%

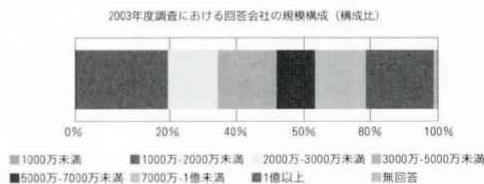
図表 1 回答会社の構成比

回答会社 (468社) の規模構成	構成比
1000万未満	1社 0.2%
1000万-2000万未満	238社 50.9%
2000万-3000万未満	59社 12.6%
3000万-5000万未満	65社 13.9%
5000万-7000万未満	36社 7.7%
7000万-1億未満	17社 3.6%
1億以上	50社 10.7%
無回答	2社 0.4%



※参考：2003年度調査 (471社) の規模構成

2003年度調査 (471社) の規模構成	構成比
1000万円未満	2社 0.4%
1000～2000万円未満	104社 22.1%
2000～3000万円未満	66社 14.0%
3000～5000万円未満	83社 17.6%
5000～7000万円未満	53社 11.3%
7000～1億円未満	71社 15.1%
1億円以上	89社 18.9%
無回答	2社 0.6%



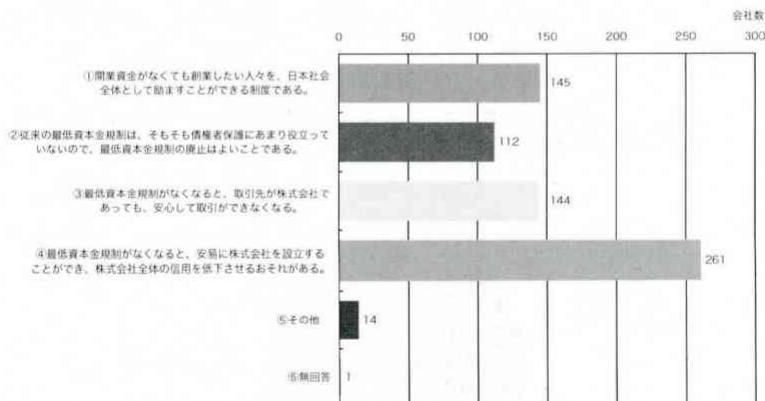
### 3. 「最低資本金」規制

最低資本金制度の撤廃について意見を求めた（問1：後掲の集計結果を参照，以下同じ）。4つある選択肢から2つまで選択してもらったところ，最低資本金制度撤廃に肯定的な2つの選択肢（①創業を励ます制度である，②最低資本金規制は債権者保護に役立っていない）の少なくともいずれかを選択した会社は219社（46.8%）であった。一方で，最低資本金制度撤廃に否定的な2つの選択肢（③取引先が株式会社であっても安心して取引できなくなる，④安易に株式会社を設立することができ株式会社全体の信用を低下させる）の少なくともいずれかを選択した会社は305社（65.2%）であった（【図表2】参照）。

2003年度調査でも，最低資本金を1000万円以上引き上げるべきか，引き下げる（撤廃する）べきかについて調査した。その結果，最低資本金制度撤廃に否定的な意見が60.7%あり，肯定的な意見は20.0%となった<sup>(8)</sup>。質問項目のあ

図表 2

問1. 最低資本金制度の撤廃について，貴社のお考えをお聞かせください。  
貴社の考えに最も近い項目を1つか2つお選びください。



(8) 家田崇＝広瀬裕樹・前掲注(2)〈17〉頁，および〈19〉頁【図表20】参照。

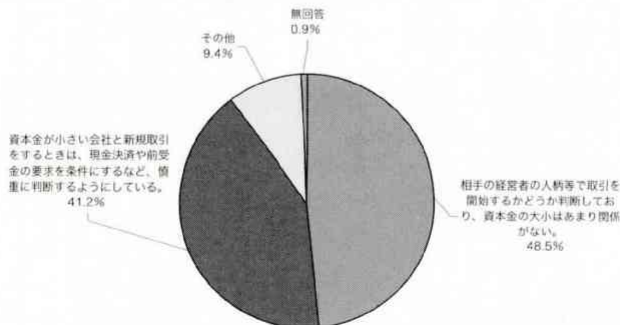
り方が異なっていることを考慮したとしても、今回の調査結果では、2003年度調査よりも最低資本金制度撤廃につき理解が進んでいるようにも思える。ただし、最低資本金制度撤廃に肯定的な2つの選択肢をいずれも選択した会社は38社(8.1%)にとどまり、また、最低資本金制度撤廃に否定的な2つの選択肢をいずれも選択した会社は100社(21.2%)にとどまった。肯定的な選択肢と否定的な選択肢を同時に選んだ会社も無視できないほど存在していた。「胸の内」はなかなか複雑といったところであろうか。それゆえ、今回の調査結果を受けて、最低資本金制度撤廃の理解が進んだとは一概に結論づけられないように思われる。

次に、資本金が小さい会社と新規取引をする際の行動について聞いたところ(問3)、①「相手の経営者の人柄等で取引を開始するかどうか判断しており、資本金の大小はあまり関係がない。」と回答した会社は227社(48.5%)であり、②「資本金が小さい会社と新規取引をするときは、現金決済や前受金の要求を条件にするなど、慎重に判断するようにしている。」と回答した会社は193社(41.2%)であった(【図表3】参照)。要するに、取引の際に相手会社の資本金の大小につき、気にしないとの回答と、気にするとの回答で、大きく2つに割れたわけである。

なお、気にしないと回答した会社(①を選択した会社)は、資本金の平均が

図表3

問3. 貴社では、資本金が小さい会社と新規取引をする際に、どのようにされていますか？ 貴社の考えに最も近い項目を1つお選びください。





## 中小株式会社に対する会社法制定の影響

3418万円、売上高の平均が18億1983万円、創業者経営の割合が39.2%であったのに対し、気にすると回答した会社（②を選択した会社）は、資本金の平均が5087万円、売上高の平均が22億9419万円、創業者経営の割合が26.4%であった。今回の調査結果では、会社の歴史が長く規模が大きい会社は取引相手の資本金の大小を気にするが、会社の歴史が浅く小規模な会社はそれほど気にしない、という傾向があったようである。

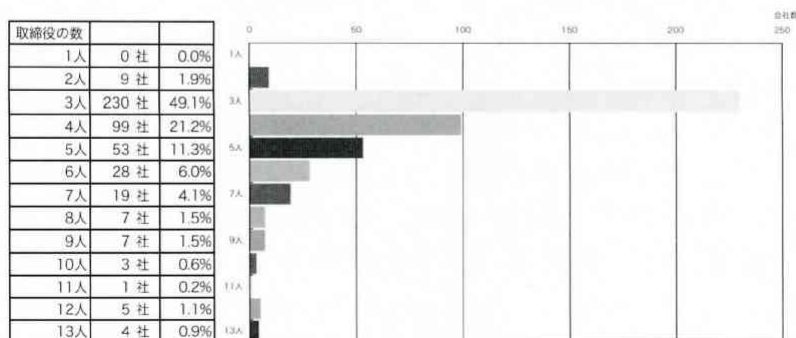
## 4. 機関関係

### 4-1. 取締役・取締役会

取締役の人数については、取締役3名と回答した会社が230社（49.1%）であり、圧倒的であった（【図表4】参照）。なお、取締役3名と回答した会社の資本金の平均は2147万円、売上高の平均は8億846万円であり、全体の平均と比してかなり小規模である。また、創業者経営の割合は42.6%であり、次世代経営の割合も39.1%であった。合わせると81.7%になる。それゆえ、取締役3名と回答した会社のほとんどが「家族的経営」による小規模な会社であるといえよう。

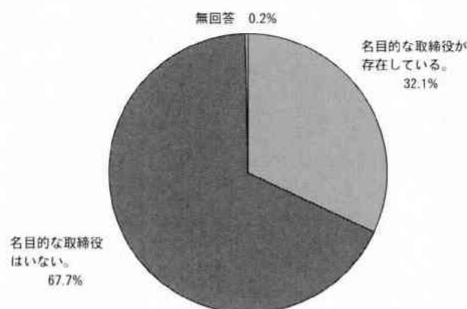
続いて、名目的取締役の有無について調査したところ（問7）、317社（67.7%）が「存在せず」と回答した（【図表5】参照）。半数以上が「名目的

図表4



図表 5

問 7. 名目的取締役の有無



取締役なし」と回答したことは、一般的な観念からは乖離しているともいえようか。しかし、2003年度調査でも「名目的取締役なし」との回答は73.6%あった<sup>(9)</sup>。それゆえ、我々の「固定観念」こそ修正すべきなのかもしれない。もっとも、この数値は、会社の規模によって変動する。会社の規模が小さくなれば、「名目的取締役あり」との回答が増加していく。それゆえ、我々の「固定観念」はいかなる会社に対するものなのかを、改めて認識する必要がある。会社の規模が機関構成のあり方に影響を及ぼしていることについては、「7. 小規模会社と中規模会社の相違」にて後述する。

一方で、取締役会の開催頻度に関する調査をしたところ（問8）、3ヶ月に1回以上との回答は134社（28.6%）にとどまった。非常に多くの会社が「違法状態」であったことが窺える。さらに、議事録の作成についても（問9）、「①取締役会後、常に自社で作成している。」との会社は211社（45.1%）あるが、「②取締役会は開催していないが、議事録だけは作成している。」との回答が48社（10.3%）、「③役員変更登記の時などに限り、外部に委託して作成している。」との回答が191社（40.8%）であり、この2つを合わせると（②または③と回答）、239社（51.1%）になる。すなわち、回答会社の過半数が、議事録作成について「違法状態」であったわけである。

(9) 家田崇＝広瀬裕樹・前掲注(2)〈11〉頁、および〈12〉頁の【図表10】参照。

## 中小株式会社に対する会社法制定の影響

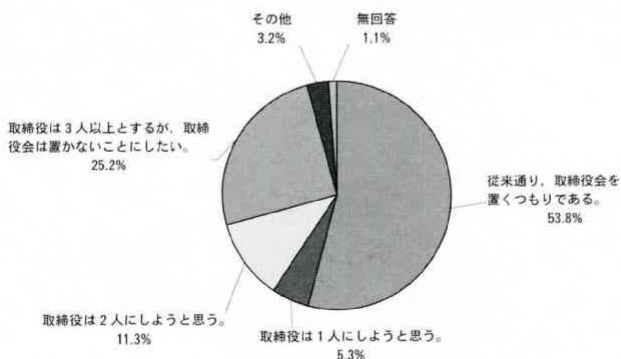
なお、2003年度調査でも取締役会の開催頻度については調査しているが、その結果は、「月1回以上開催」との回答が33.1%、「2、3ヶ月に1回」との回答が28.5%であり、「開催せず」との回答はわずか7.6%であった<sup>(40)</sup>。今回の調査とで小さくない差が生じている。この差は、回答会社の会社規模構成比が大きく異なっていること（前掲の【図表1】参照）に由来しているのではないかと考えられる（後述の「7. 小規模会社と中規模会社の相違」参照）。

次に、新しい法制度の下で、取締役会を設置するつもりか否かについて調査した（問11）。取締役会を置くとした会社は252社（53.8%）、取締役会を置かないとした会社（取締役を1人または2人との回答含む）は196社（41.9%）であった（【図表6】参照）。取締役会を置くとした会社は、資本金の平均が6517万円、売上高の平均が33億8370万円であったのに対し、取締役会を置かないとした会社は、資本金の平均が1969万円、売上高の平均が7億6441万円であった。会社規模に大きな差があることが見受けられる。

また、取締役会を置くとした会社のうち、実際に取締役会を開催する予定の会社は181社（71.8%）であった（問12参照）。現状で取締役会が機能しているので今後も取締役会を設置し続ける、ということであろう。さらに、上述の

図表6

問11. 貴社においては、取締役の人数を削減する予定などありますか？



(40) 家田崇＝広瀬裕樹・前掲注(2)〈11〉頁、および〈12〉頁の【図表10】参照。

ように、これらの会社は小規模ではないことに留意すべきである。

取締役会を置かないとした会社に、その理由を聞いたところ（問 13）、「迅速な意思決定をするため」との選択肢を選んだ会社が 87 社（44.4%）と多く、次いで、「取締役会の開催、議事録の整備は大変だから」との選択肢を選んだ会社が 49 社（25.0%）であった。

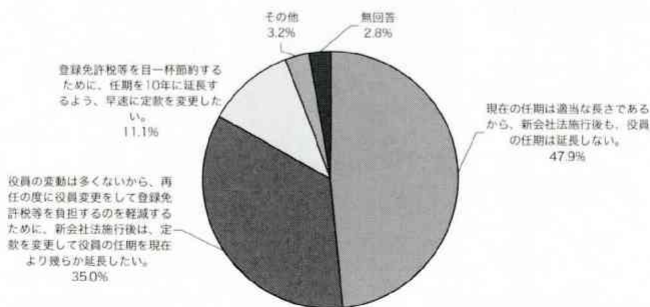
以上の調査結果に鑑みると、「中小企業」といえども、中規模な会社と小規模な会社で、機関構成の志向が異なっていることが窺える。会社法は、取締役会非設置会社制度や、取締役会決議省略制度（会社法 370 条）を設けるなど、小規模な会社用の機関構成を用意しているが、それらは実務的ニーズとよく合致しているということが窺えよう。

一方で、取締役の任期については、任期延長をしない会社が 224 社（47.9%）と多く、10 年まで延長すると回答した会社は 52 社（11.1%）にとどまった（問 15、【図表 7】参照）。上限一杯まで延長することには心理的抵抗があるのだろうか。あるいは、任期中に解任した場合の損害賠償責任を考慮すると、更新時の登記料の方が安い、という「勘定」がなされているのかもしれない。

取締役の欠格事由につき破産者を外したことについては、反対が 271 社（57.9%）あり、賛成した 152 社（32.5%）を上回った（問 14）。破産者に対する社会の風当たりはまだ強いということであろう。

図表 7

問 15. 役員の任期延長について



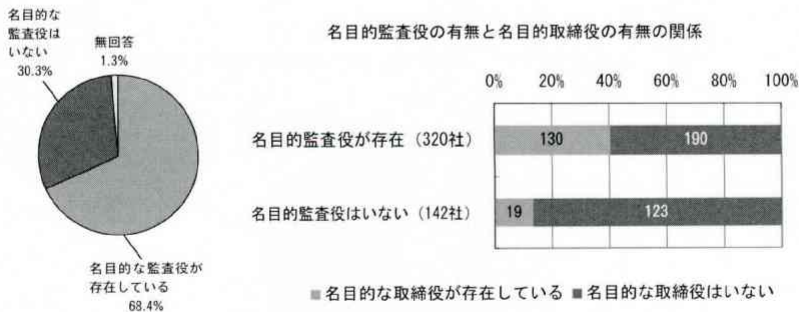
#### 4-2. 監査役

まず、名目的監査役の有無であるが（問 16）、名目的監査役が存在するとした会社は 320 社（68.4%）、名目的監査役は存在しないとした会社は 142 社（30.3%）であった（【図表 8】参照）。2003 年度調査では、名目的監査役が存在するとした会社が 45.4%であり、名目的監査役は存在しないとした会社は 54.6%であった<sup>(1)</sup>ことからすると、大きく異なるが、これも回答会社の会社規模構成比が異なっていることに由来していると思われる。

名目的監査役が存在するとした会社は、資本金の平均が 3166 万円であり、同族会社の割合が 72.2%（231 社）であった。これに対し、名目的監査役は存在しないとした会社は、資本金の平均が 7500 万円であり、同族会社の割合が 52.1%（74 社）であった。名目的監査役の有無は、会社の規模および経営者の履歴で違いが出てくるようである。

なお、名目的監査役が存在するとした会社で、名目的取締役も存在するのは 130 社（40.6%）、存在しないのは 190 社（59.4%）であった。名目的監査役は存在しないとした会社で、名目的取締役も存在するのは 19 社（13.4%）、存在しないのは 123 社（86.6%）であった（【図表 8】参照）。名目的監査役の有無は、名目的取締役の有無と、相応の相関関係があるようである。

図表 8



(1) 家田崇＝広瀬裕樹・前掲注(2)〈13〉頁。

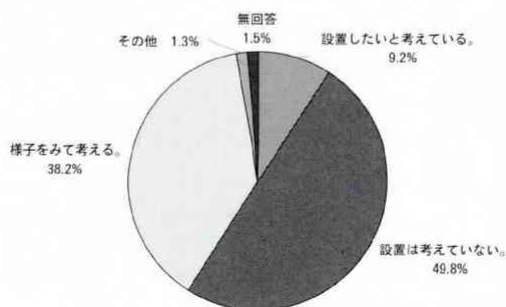
ただし、名目的監査役が存在するからといって、必ずしも会社法施行後に監査役を設置しないと動くわけではないようである。名目的監査役が存在する会社において、監査役を置かないとした会社は27社(19.0%)にとどまり、1人置くとする会社は86社(60.6%)もあった(監査役設置の意向につき、問17参照)。同様に、会計参与を置いた場合の監査役設置の有無の意向を調査した項目(問20)との間にもそれほど相関関係は見出せなかった。それゆえ、監査役設置の有無を決める要因は、他にもあり得るということなのであろう。例えば、家族的経営の会社において、家族に対して「生活費」ないしは「お小遣い」を渡すために、「監査役」に就いてもらい、報酬を支払っている、という状況であれば、現状で名目的監査役が存在するとしても、今後も監査役を置き続けるという選択をすることも考えられよう。

#### 4-3. 会計参与

会計参与については、まず、設置の意向について調査した(問19)。設置したいとの回答は43社(9.2%)であり、設置を考えていないとの回答は233社(49.8%)であった(【図表9】参照)。設置に消極的な会社がほぼ半数を占めたというのは、概ね予想の範囲内である。ただし、「様子を見て考える」との回答も179社(38.2%)存在した。アンケートを会社法施行前に実施したという時期が影響しているものと思われる。

図表9

問19. 新会社法施行後、会計参与を設置する予定がありますか？



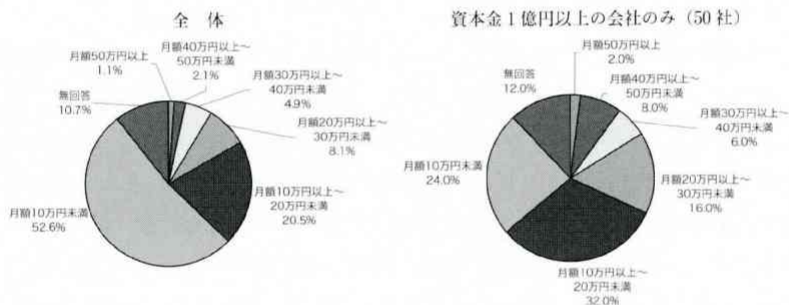
## 中小株式会社に対する会社法制定の影響

会計参与の報酬については（問 21）、月額 10 万円未満とする会社が過半数（52.6%）であった（【図表 10】）。現状の税理士報酬の額と同様の感覚で回答した会社が多いようである。なお、会社の規模が大きくなれば、若干「財布の紐が緩む」傾向がある。例えば、資本金一億円以上の会社（50 社）は、月額 20 万～30 万未満が妥当とした会社が 8 社（16.0%）存在した（【図表 10】参照）。

ただし、いずれにせよ、この額では、会社の役員として負うことになる重い責任とは適合し得ないようにも思われる。それゆえ、会計参与制度が普及するためには、「会計参与を設置するメリット」が、会社側が相応の負担を妥当と

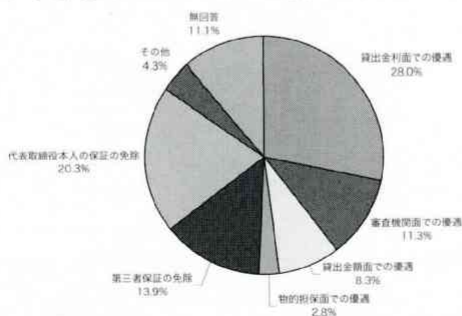
図表 10

問 21. 会計参与に対する妥当な報酬額



図表 11

問 22. 会計参与を設置するとしたら、金融機関に対して強く要望する事項



感じられるほど実質化しうるか、ということが鍵を握ってくるといえよう。この点に関連して、「会計参与を設置するとしたら金融機関に対して要望する事項」を聞いてみたところ（問 22）、貸出金利面での優遇を求める回答が、131社（28.0%）と最も多かった（【図表 11】参照）。また、「個人保証の免除」を求める回答（「代表取締役本人の保証の免除」または「第三者保証の免除」を選択した回答）は、160社（34.2%）にのぼった。それゆえ、こういった事柄が、「会計参与を設置するメリット」の実質化の対象になり得るものと思われる。これからの金融実務の展開が注目されよう。

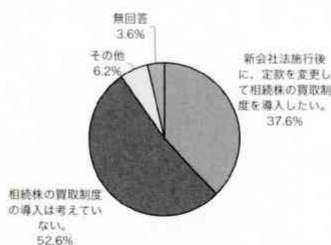
## 5. 株式関係

### 5-1. 自己株式取得

相続株の買取制度については（問 23）、導入したいと回答した会社が176社（37.6%）存在した（【図表 12】）。やはり、関心は高いようである。なお、経営者の履歴との関係を見てみたところ、創業者経営の会社では導入したいとの回答が39.1%であった一方で、次世代経営の会社では45.6%、また、前経営者の兄弟などが経営している会社は46.7%とそれぞれ跳ね上がった（【図表 12】参照）。創業者経営の会社の数字が低いわけではないが、二代目以降が継いでいる会社において、相続問題は切実化していると理解することができよう。

図表 12

問 23. 相続株の買取制度について



	創業者 (151社)	前経営者の子供 (182社)	前経営者の兄弟など (15社)	従業員から昇進 (41社)	親会社から派遣 (48社)
導入したい	59社 39.1%	83社 45.6%	7社 46.7%	13社 31.7%	2社 4.2%
導入は考えず	84社 55.6%	89社 48.7%	8社 53.3%	24社 58.5%	37社 77.1%



## 中小株式会社に対する会社法制定の影響

自己株式取得については、20%弱が、取得の経験ありと回答した（問 24，【図表 13】参照）。また、取得のパターンも様々である（問 25，【図表 13】参照）。中小規模の会社においても、自己株式取得のニーズが現実存在しているものと理解できる。

### 5-2. 株券不発行制度

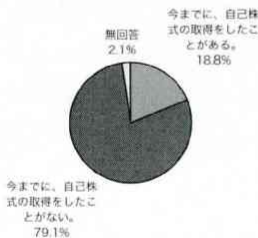
株券不発行制度については（問 27），80%強が株券不発行会社を選択する意向を示した（【図表 14】）。2003 年度調査では、株券不発行制度の是非について調査したところ、株券の不発行を許容すべきとした回答が 58.3%であった。株券不発行制度についての理解がより深まったということであろうか。

### 5-3. 種類株式

議決権制限株式および株主の権利の内容が平等でない株式については（問 28，問 29），いずれも、「発行しない」という回答が、ほぼ半数を占めた（【図

図表 13

問 24. 自己株式取得の有無



問 25. 自己株式取得の具体的内容



図表 14

問 27. 株券不発行制度について

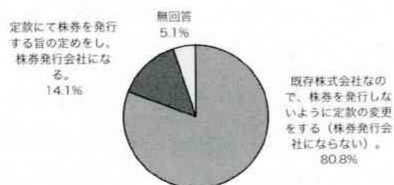
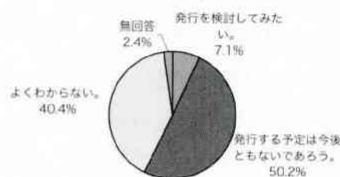
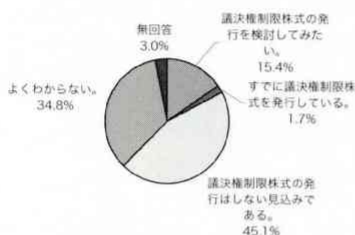


表 15】参照)。ただし、「よく分からない」という回答も少なくない。種類株式制度の認知度が低く、具体的な有用性がまだ実感できないということなのかもしれない。

図表 15

問 28. 議決権制限株式について

問 29. 株主の権利の内容が平等でない株式について



ところで、問 29 において株主の権利の内容が平等でない株式につき「発行を検討してみたい」と回答した会社（33 社）は、そのほとんど（32 社）が、問 28 でも議決権制限株式につき「発行を検討してみたい」と回答していた。これは、具体的なニーズが一部の会社ではあるにせよ確実に存在しているということなのであろうか。それとも、「好奇心旺盛」な会社が一定数存在しているということなのであろうか。今回の調査結果だけで何らかの推論を導くことは困難であらうが、いずれにせよ、種類株式制度について注目している層が存在しているということは確認できるように思われる。

## 6. その他

### 6-1. 決算公告

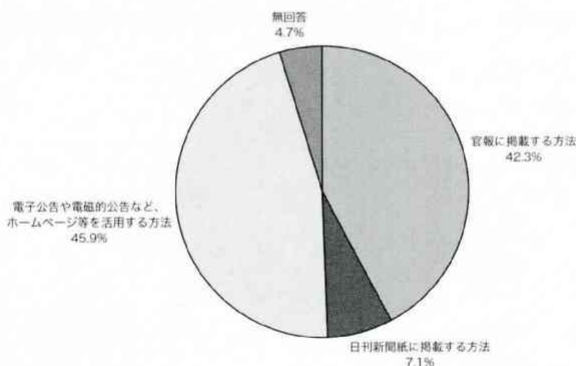
言うまでもなく、決算公告については、会社法下でも、旧商法下の株式会社でも義務である（会社法 440 条、旧商法 283 条 4 項）。もっとも、会社法では、最低資本金制度の撤廃などの規制緩和を推進しているため、他方では情報開示を徹底させようという動きになっている。そのため、決算公告義務違反につき、過料の制裁が発動される可能性が高くなったと判断し、今回の調査では、決算

公告義務が実質化することを前提に調査項目を組み立てた<sup>(12)</sup>。

そこで、「新会社法施行後、決算公告が迫られる場合には、どのような方法で公告を行うこととするか」と質問したところ（問31）、半数近く（215社：45.9%）が、インターネット上での公告を志向した（【図表16】）。2003年度調査では、インターネット上での決算公告につき関心を示した回答が32.1%存在した<sup>(13)</sup>。質問のあり方が異なっているため<sup>(14)</sup>、単純に比較することはできないが、いずれにせよ、インターネットが重要な媒体であるとの認識は、相当に浸透していると理解し得る。

図表 16

問31. 新会社法施行後、決算公告が迫られる場合には、どのような方法で公告を行うこととしますか？



- (12) 合名・合資会社や有限会社に対しては決算公告について調査している。広瀬裕樹・前掲注(1) 53頁以下および65頁以下参照。
- (13) 家田崇＝広瀬裕樹・前掲注(2)〈17〉頁，および〈18〉頁【図表19】参照。「その改正は知っており、まだ実行はしていないが、関心がある。」という項目と「その改正は知らなかったが、関心がある。」という項目を選択した回答を合算した。
- (14) 2003年度調査では、「平成14年4月1日より、貸借対照表をインターネットのウェブサイトで公開すれば、官報や新聞にて公告する必要がなくなりました。この改正はご存知でしたか、また、ご関心がありますか。」と質問した。

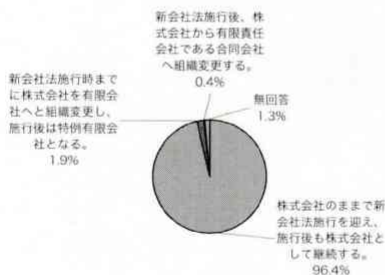
## 6-2. 有限会社・合同会社への組織変更の予定

2005年11月の段階では、組織体の選択肢として、株式会社のまま存続することや、会社法施行後に合同会社に組織変更することだけでなく、会社法施行前に「有限会社」に組織変更し、施行後も「特例有限会社」として存続するという選択肢も、いわば「時限的」に存在した。そこで、組織変更について予定を質問してみたところ（問32）、大多数は株式会社のまま存続する予定であり、「有限会社」に変わる予定があるのは9社（1.9%）、「合同会社」に変わる予定があるとの回答は2社（0.4%）と、ごくわずかであった（【図表17】）。株式会社のまま存続すると回答した理由を聞いてみたところ（問33）、半数近くが、「有限会社よりも社会的信用が得られる」との項目を選択した（【図表17】参照）。「有限会社」に対する社会的信用は高くなかったことが窺い知れよう。

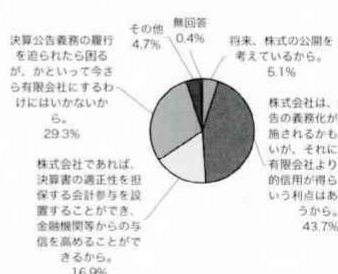
なお、「有限会社」または「合同会社」に変わる予定があると回答した11社の資本金の額の平均は1882万円、売上高の平均は6億4108万円であって、小規模な会社であった。

図表17

問32. 「有限会社」・「合同会社」への組織変更について



問33. 「有限会社」・「合同会社」に組織変更しない理由



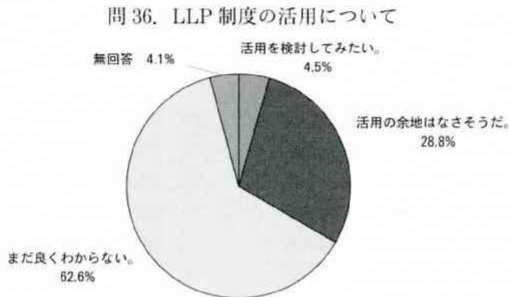
## 6-3. 有限責任事業組合（LLP）制度について

有限責任事業組合（LLP）について、活用の余地について聞いてみたところ（問36）、活用を検討してみたいとの回答は21社（4.5%）にとどまり、活用の余地はないとの回答は135社（28.8%）を占めた（【図表18】）。もっとも、

## 中小株式会社に対する会社法制定の影響

「よく分からない」との回答が293社（62.6%）あり、こうした傾向は、有限会社に対するアンケートでも同様であった<sup>(15)</sup>。それゆえ、有限責任事業組合（LLP）に関する情報が浸透し、あるいは新しい利用方法が開発されれば、これらの数値には大きな変動があり得るかもしれない。

図表 18



## 7. 小規模会社と中規模会社の相違

それぞれの項目における調査結果が会社規模と一定の関係があることについては、以上の記述でもたびたび触れてきた。ここで改めて確認しておきたい。

会社規模の指標として資本金の額を利用し、機関構成に関する項目を抜き出して、比較してみた。具体的には、まず、資本金の額により、「1000万円以上2000万円未満」（238社）、「2000万円以上3000万円未満」（59社）、「3000万円以上5000万円未満」（65社）、「5000万円以上7000万円未満」（36社）、「7000万円以上1億円未満」（17社）、「1億以上」（50社）の層に分けた（前掲の【図表1】参照）。そして、名目的取締役の有無（問7）、取締役会の開催状況（問8）、取締役会議事録の作成状況（問9）、取締役の人数の削減予定（問11）、名目的監査役の有無（問16）の各項目における回答状況を比較した。

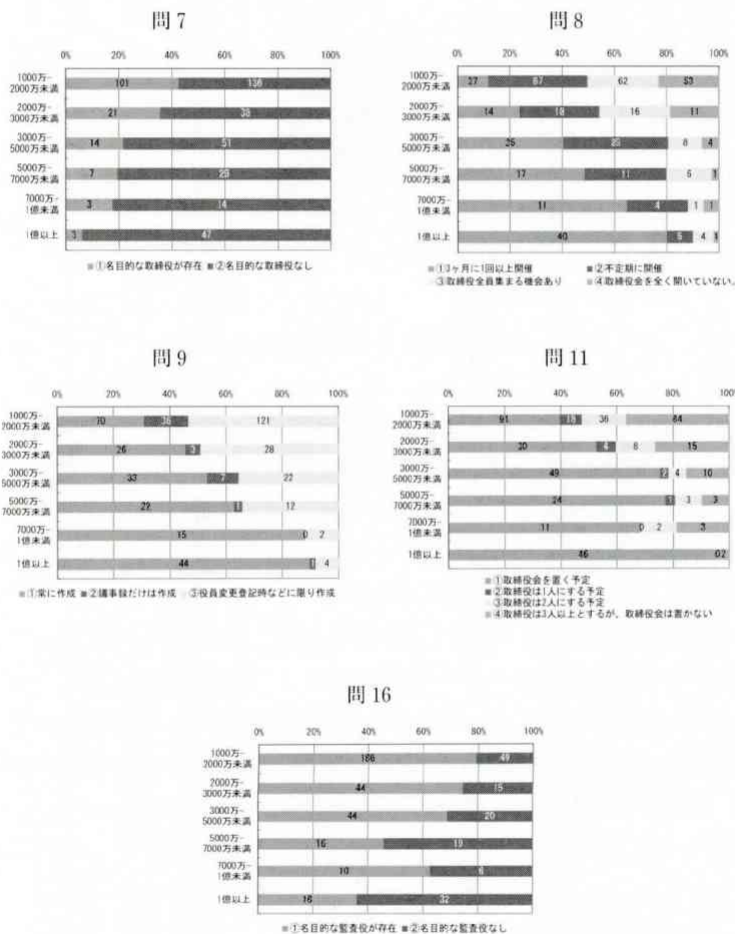
グラフとしては【図表19-1】をご覧頂き、正確な数値データは【図表19-

(15) 広瀬裕樹・前掲注(1) 68頁。

2】の表をご参照頂きたい。会社の規模に応じて大きな相違があることが明確に窺えよう。概ね、資本金額 5000 万円を境として、機関構成が異なってくるように見える。

小規模な会社の機関構成は、旧商法下における有限会社のあり方に近い。いわゆる「ワンマン経営」、「家族的経営」の色彩が強いと評することができる。

図表 19-1



中小株式会社に対する会社法制定の影響

図表 19-2

		1000万- 2000万未満 (238社)	2000万- 3000万未満 (59社)	3000万- 5000万未満 (65社)	5000万- 7000万未満 (36社)	7000万- 1億未満 (17社)	1億以上 (50社)
問 7	①名目的な取締役が存在	101社 42.4%	21社 35.6%	14社 21.5%	7社 19.4%	3社 17.6%	3社 6.0%
	②名目的な取締役なし	136社 57.1%	38社 64.4%	51社 78.5%	29社 80.6%	14社 82.4%	47社 94.0%
問 8	①3ヶ月に1回以上開催	27社 11.3%	14社 23.7%	25社 38.5%	17社 47.2%	11社 64.7%	40社 80.0%
	②不定期に開催	87社 36.6%	18社 30.5%	25社 38.5%	11社 30.6%	4社 23.5%	5社 10.0%
	③取締役全員集まる機会あり	62社 26.1%	16社 27.1%	8社 12.3%	6社 16.7%	1社 5.9%	4社 8.0%
	④取締役会を全く開いていない	53社 22.3%	11社 18.6%	4社 6.2%	1社 2.8%	1社 5.9%	1社 2.0%
問 9	①業に作成	70社 29.4%	26社 44.1%	33社 50.8%	22社 61.1%	15社 88.2%	44社 88.0%
	②議事録だけは作成	36社 15.1%	3社 5.1%	7社 10.8%	1社 2.8%	0社 0.0%	1社 2.0%
	③役員変更登記などに限り作成	121社 50.8%	28社 47.5%	22社 33.8%	12社 33.3%	2社 11.8%	4社 8.0%
問 11	①取締役会を置く予定	91社 38.2%	30社 50.8%	49社 75.4%	24社 66.7%	11社 64.7%	46社 92.0%
	②取締役は1人にする予定	18社 7.6%	4社 6.8%	2社 3.1%	1社 2.8%	0社 0.0%	0社 0.0%
	③取締役は2人にする予定	36社 15.1%	8社 13.6%	4社 6.2%	3社 8.3%	2社 11.8%	0社 0.0%
	④取締役は3人以上とするが、 取締役会は置かない	84社 35.3%	15社 25.4%	10社 15.4%	3社 8.3%	3社 17.6%	2社 4.0%
問 16	①名目的な監査役が存在	186社 78.2%	44社 74.6%	44社 67.7%	16社 44.4%	10社 58.8%	18社 36.0%
	②名目的な監査役なし	49社 20.6%	15社 25.4%	20社 30.8%	19社 52.8%	6社 35.3%	32社 64.0%

一方で、中規模な会社の機関構成は、旧商法下における株式会社のあり方に近い。それゆえ、組織的な経営がなされているものと評することができよう。

一般的な用語として「中小企業」と称されることは多いが、しかし、この検討結果によれば、小規模な会社と中規模な会社は別に扱われるべきである。このことは、2003年度調査の結果からも見出されたことである<sup>(16)</sup>。

周知のように、会社法では、機関構成が大きく多様化し、小規模な会社用の組織形態が用意された。そのような法政策の妥当性はひとまず措くとして、今回の調査結果に照らす限り、会社法は、「中小企業」の多様な実態によく適合し得ると評することができよう。

## 8. 調査結果から見た資本制度の意味

今回の調査においては、一つの試みとして、各会社の資本金の額と売上高のデータについて、「相関係数」を計算してみた<sup>(17)</sup>。その結果、「0.44」という数値が得られた。相関係数は-1から1までの実数値を取り、一般に、相関係数

(16) 家田崇＝広瀬裕樹・前掲注(2)〈20〉頁。

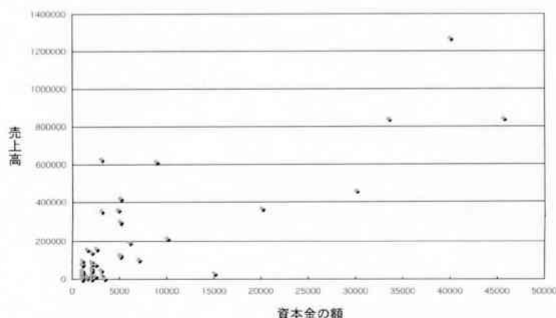
(17) 「相関係数」という概念については、差し当たり、得津一郎『はじめての統計』204頁以下(有斐閣、2002年)参照。

の絶対値が0.4以上0.7未満の場合には「中程度の正の相関がある」ことを意味すると理解されている（0.2未満ではほとんど相関はないといわれる）。「0.44」という数値からすると、資本金の額と売上高で、中程度の正の相関があるということになる。

ただし、相関係数は、異常値の存在に大きく影響されるため、この数値を算出するために、資本金の額と売上高につき、散布図を作成し、異常値と思われるデータを除いている。もとより、相関係数の計算結果は、「因果関係」を示すまでのものではない<sup>(18)</sup>。一つの目安を示すものと慎重に理解しておくべきであろうが、業種別に分類して、同様に相関係数を計算してみると、概ね、「0.44」よりも高い数値が出た。建設業においては、「0.83」という極めて高い数値も得られた（【図表20】の散布図も参照）。したがって、今回の調査結果では、資本金の額と売上高のデータにつき、前者が高くなれば後者も高くなる傾向があるという意味で、それなりの相関関係を見出せたものとする。

なお、2003年度調査のデータについても調べ直してみたところ、資本金の額と売上高のデータの相関係数につき、「0.40」という数値が得られた。また、2003年度調査では従業員数も調査しているため、資本金の額と従業員数との間でも、同様に、相関係数を算出してみたところ、売上高の場合とほぼ同じく、「0.44」という数値が得られた。業種別に分析すると、概ね、さらに高い数値

図表20 建設業を営む株式会社の資本金の額と売上高



(18) 得津一郎・前掲書注(7) 212頁以下、特に214頁参照。



で相関を見出すことができた。

売上高も従業員数も、その会社の事業規模を表わす指標の一つである。株式会社では事業拡大に伴い、自己資金を増加させるべく、新株発行などのエクイティファイナンスが適宜行われ、その結果、資本金の額も相応に増加していくと考えられる。そして、事業規模が大きくなればなるほど一般的には負債の額も大きくなるであろうから、資本制度が債権者保護のために実効的に機能しているのであれば、事業規模と資本金の額との間にはそれなりの相関関係が認められてしかるべきである。仮に、この推論に基づいて、今回の調査結果および2003年度調査の結果についての以上の分析結果を見ると、事業規模と資本金の額に一定の相関関係が見出せたわけであるから、「株式会社では資本制度がそれなりに機能していた」と結論づけることができようか。

ところで、一方で、今回調査した有限会社のデータからは、資本金の額と売上高には相関関係はほとんど見出せなかった<sup>(19)</sup>。有限会社においては、有限会社であるための最低限の額（すなわち「300万円」）、または、特定の業種を営むために最低限必要な額（例えば、建設業では「500万円」）を用意することには関心が持たれたものの、それで終わってしまっていた、ということであったようである。仮に、この分析結果に、株式会社においてなした推論を当てはめると、「有限会社において資本制度は、一定の参入規制としての意味はあったものの、債権者保護のためには機能していなかった」ということになる。

もちろん、今回の調査のみでは軽々に結論づけることはできない。しかし、仮にこの分析通りであるとすると、現行の会社法下では、資本制度が機能していない層が株式会社に押し寄せていることになる。

会社法では、「資本制度」が改革され、債権者保護など、これまで「資本制度」がカバーしてきた機能につき、法人格否認の法理などの代替的手段に委ねられることになった<sup>(20)</sup>。したがって、そのような代替的手段が実質的に機能し

---

(19) 詳細は広瀬裕樹・前掲注(1) 70頁以下。

(20) 郡谷大輔＝岩崎友彦「会社法における債権者保護〔上〕」商事法務1746号47頁以下（2005年）、吉原和志「株式会社の設立」ジュリスト1295号19頁（2005年）参照。

得るかにつき、これまで以上に注意を払っておくべきであるし、また、より一層検討を深めておかなければならないと考える。

## 9. 会社法施行後になされた調査との関係

会社法が施行された2006年8月に、中小企業庁により実態調査が実施されており、2007年5月に公表された（以下、「2006年中小企業庁調査」とする）<sup>21)</sup>。

会社法施行直後のデータであり、本調査と「対」をなすものといえる。そこで、結果の概要しか公表されていないが、本調査の結果と比較して若干の考察を行うこととしたい。

2006年中小企業庁調査は、会社法下での株式会社が対象であるから、資本金が1000万円未満の会社も調査されている。それゆえ、かつての有限会社も対象に含まれている（2006年中小企業庁調査2頁）。また、資本金が1000万円以下の会社の数が半数を超えている。本調査と比較する際には、この相違を十分に考慮した。なお、資本金1000万円以上の会社に限定して、資本金の額による規模構成を比較すると、概ね、本調査と近似する。

2006年中小企業庁調査では、会社法における様々な制度の認知度・導入状況に焦点が当てられている。具体的には、会社法の各制度のうち、特に中小企業にとって影響が大きいと考えられる、「取締役の任期延長」、「取締役会の書面決議」、「取締役会の廃止」、「監査役の廃止」、「監査役の任期延長」、「会計監査人の設置」、「会計参与の設置」、「種類株式等の発行」、「相続人等に対する売渡請求」について、それぞれの導入状況が調査されている（2006年中小企業庁調査7頁）。その結果、導入もしくは導入予定の比率が高いのは、「取締役会

---

21) 中小企業庁事業環境部財務課「会社法施行の中小企業に与える影響に係る実態調査・結果概要」は、中小企業庁のサイトの財務サポート「会社法」のページ（<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaisya/index.html>）から取得可能である。

の書面決議」(30.9%)、「取締役の任期延長」(28.1%)であり、導入もしくは導入予定の比率が低いのは、「種類株式等の発行」(3.0%)、「会計参与の設置」(3.1%)であるという。この点は、本調査でもほぼ同様の傾向が得られている(本調査の間12、および、前掲の【図表7】、【図表9】、【図表15】参照)。

ただし、いずれにしても、「周囲の状況を見て考える」という、いわば「様子見」の回答が多く、各制度につき、概ね20%前後存在している。また、「制度を知らなかったので検討してない」という、いわば「不知」の回答も多く、10%から30%程度存在している。

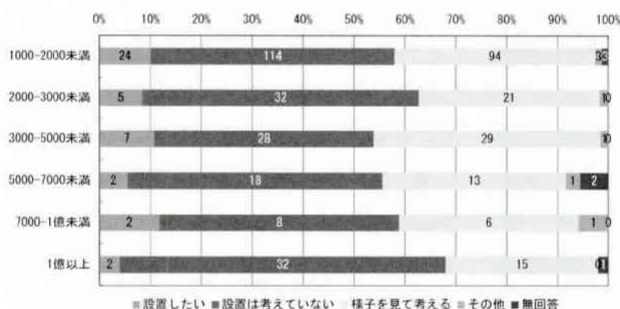
機関に関する調査結果は、質問項目の傾向が異なることを加味し(例えば、本調査では「様子見」と「不知」について一貫しては調査していない)、また、回答会社の規模構成が異なる(旧有限会社の層の割合が非常に大きい)ことを考慮すると、本調査と類似の傾向があるといえる。例えば、取締役会につき(2006年中小企業庁調査12頁)、「既に取締役会を廃止」(3.8%)および「今後廃止する予定である」(7.5%)は少なく、「廃止予定はない」の回答が32.9%を占め、相対的に高い、という傾向は本調査も同様である(前掲【図表6】参照)。また、この数値が会社規模の影響を受け、規模が大きくなれば廃止予定の割合が小さくなる、ということも同様である(前掲【図表19-1】参照)。監査役についても、ほぼ同様の類似性を見出せる(2006年中小企業庁調査13頁、本調査の【図表8】および【図表19-1】参照)。

なお、会計参与について設置の意向が小さいことは同様であるが、若干の相違が見られる。2006年中小企業庁調査では、資本金規模別に見ると、「会計参与を設置済み・今後設置予定と回答した企業の比率は、資本金300万円以下の企業が16.1%と高いが、信用力の低さを会計参与の導入によって補おうとしていると考えられる」とされる。また、業歴別に見ると「会計参与を設置済み・今後設置予定と回答した企業の比率は、5年未満の企業が9.8%と最も高く、ベンチャー企業等の新しい企業に導入意向が強いことがうかがわれる」とされる(2006年中小企業庁調査17頁参照)。しかし、本調査では、会計参与設置の意向と資本金の額または業歴(本調査では会社設立年数・創業年数によった)の間で、相関関係はほとんど見出せなかった。あえていえば、資本金1億円以

上の会社では、設置の意向が小さい<sup>(22)</sup>(資本金の額との関係につき【図表 21】参照)。ただし、これらの相違は、会社構成の違いから生じている可能性が高い。先にも触れている通り、2006 年中小企業庁調査で会計参与への関心が高いのは「資本金 300 万円以下の企業」であって、これはせいぜいかつての有限会社に属する層であるから、本調査（より正確には、本稿で扱っているデータの部分）では対象としていない。また、おそらく、その層に、業暦が短い会社が相当数含まれているとも考えられる。それゆえ、この層を除いてみれば、結局のところ、会計参与に関連する部分についても、2006 年中小企業庁調査と本調査では、類似性を見出すことができるといえよう。

かつての有限会社に属する層のデータを捨象すれば 2006 年中小企業庁調査と本調査で類似性を見出せるということは、換言すれば、かつての有限会社は、小規模な株式会社と中規模な株式会社とは、峻別すべき存在であるということ

図表 21 会計参与設置の意向と資本金との関係



22) 本調査では、資本金 1 億円以上の会社では、会計参与への関心が小さい、という結果が得られた。ただし、だからといって、このことから直ちに、「比較的規模の大きい会社には企業会計の適正化に対する意識が低い」という含意を導くことはできない。なぜならば、企業会計の適正化に対する意識が高いがゆえに、会計監査人の設置という選択肢も視野に入っているからこそ、会計参与への関心が小さくなったとも考えられるからである。2006 年中小企業庁調査 15 頁では、従業員数ベースではあるが、会社規模が大きくなれば、会計監査人設置への関心が高まる、という調査結果が示されている。

である。そうであるならば、「中小企業」と一括りにするのは妥当ではなく、中規模の会社・小規模の会社・旧有限会社の3つの層に分けて認識しなければならないことになる。このように「中小企業」のあり方は多様であることに鑑みると、会社法における機関構成の柔軟性は、実態に良く適合し得る法制であると評することができるであろう。

ところで、その一方で、会社法施行後であるにも拘わらず、本調査と類似の結果が得られたことは問題視されるべきである。2006年中小企業庁調査では、どの項目についても、「様子見」や「不知」の回答が多い。本調査と比較しても、会社法上の諸制度について「周知度」が改善していないことが窺える。このことは、回答会社に旧有限会社に属する層が含まれ、つまり、非常に小規模な会社が含まれていることが影響しているためかもしれない。しかし、数の上では、会社法の最大のユーザーは、まさにそういった小規模な会社である。それゆえ、「様子見」や「不知」の回答が多いことは、看過されるべきではない。「周知度」を向上させるための努力は、いまだしばらく必要であろう。

## 10. 終わりに

本稿での検討からは、「中小企業」とはいえ、性格の異なる会社が含まれており、中規模の会社・小規模の会社・旧有限会社の3つの層に分けて認識し得る必要がある、という結論を得た。また、2006年中小企業庁調査との比較からしても、まだまだ会社法の「周知度」は低く、改善に向けての努力が必要であることが窺えた。

しかしながら、今回の調査では、回収率が低く、実態を適確に反映し得るサンプルを十分に得られたわけではない。もとより、実態調査研究全般につき、筆者のスキルは乏しい。本稿では、そのような「不完全性」につき十分に配慮し、慎重に検討を重ねたつもりではある。しかし、それゆえに、仮に考察自体は適切であったとしても、検討結果の意味するところは限定的であり、以上の検討結果についてもせいぜい仮説を示したにとどまるのではないかとも思われる。

課題は極めて多い。しかしながら、実態調査自体は、法制が適切に根付いているかを確認するために、不可欠の手段であることは否めないであろう。会社法に至るまでのここ数年の法改正では、数々の新しい制度が導入され、多くの規制が緩和された。基礎となる会社観までもが大きく変質したようにも思える。こうした大きな転換期にあたり、会社法制が適切に機能しているか否かを知るべく、実態を調査し、検証を行うことは、今後ますます重要になっていくはずである。

不十分な考察に過ぎない本稿ではあるが、今後の研究の一助となれば幸いである。

#### [付記]

本調査にあたっては、調査項目の作成から配付・回収に至るまで、名古屋商工会議所の全面的なご協力を頂いた。とりわけ、名古屋商工会議所企画部の成田多喜夫、二村健司の両氏（所属は当時）には多大なご協力を賜った。この場をお借りして厚く感謝の意を申し上げる。

また本稿は、2007年11月3日に名古屋大学大学院法学研究科にて開催された現代企業法研究会11月例会での報告に加筆・修正をしたものである。研究会では、中島史雄教授（高岡法科大学）および楠井嘉行弁護士に多くの貴重なご指摘を賜った。ここに感謝の意を表す次第である。

## 中小株式会社に対する会社法制定の影響

「回答すると「新会社法」のポイントが解るアンケート」集計結果（株式会社 468 社）

### < I. 最低資本金撤廃関係 >

問 1. 最低資本金制度の撤廃について、貴社のお考えをお聞かせください。

貴社の考えに最も近い項目を1つか2つお選びください。（複数回答）

① 開業資金がなくても創業したい人々を、日本社会全体として励ま すことができる制度である。	145社 / 468社	31.0%
② 従来最低資本金規制は、そもそも債権者保護にあまり役立っ ていないので、最低資本金規制の廃止はよいことである。	112社 / 468社	23.9%
③ 最低資本金規制がなくなると、取引先が株式会社であっても、 安心して取引ができなくなる。	144社 / 468社	30.8%
④ 最低資本金規制がなくなると、安易に株式会社を設立すること ができ、株式会社全体の信用を低下させるおそれがある。	261社 / 468社	55.8%
⑤ その他	14社 / 468社	3.0%
⑥ 無回答	1社 / 468社	0.2%

問 2. 新会社法施行後、最低資本金規制の撤廃に関連して、貴社はどのように対応なさいますか？ 貴社の考えに最も近い項目を1つか2つお選びください。（複数回答）

① 新会社法施行後、新しく別会社を設立するのに活用したい。	59社 / 468社	12.6%
② 現在の資本金を1000万円未満に減資したい。	10社 / 468社	2.1%
③ 新会社法施行後も、最低資本金規制の撤廃に関しては、特別な アクションは起こさない。	409社 / 468社	87.4%
④ 自社は現在すでに新事業創出促進法による確認株式会社である から、特別なアクションは起こさない。	20社 / 468社	4.3%
⑤ その他	7社 / 468社	1.5%
⑥ 無回答	4社 / 468社	0.9%

問 3. 貴社では、資本金が小さい会社と新規取引をする際に、どのようにされていますか？

貴社の考えに最も近い項目を1つお選びください。

① 相手の経営者の人柄等で取引を開始するかどうか判断しており、 資本金の大小はあまり関係がない。	227社 / 468社	48.5%
② 資本金が小さい会社と新規取引をするときは、現金決済や前受 金の要求を条件にするなど、慎重に判断するようにしている。	193社 / 468社	41.2%
③ その他	44社 / 468社	9.4%
④ 無回答	4社 / 468社	0.9%

### < II. 商号関係 >

問 4. この商号規制緩和について、貴社の考えに最も近い項目を1つお選びください。

① 会社を設立するときに、類似商号調査に煩わされなくなるのは、 歓迎である。	101社 / 468社	21.6%
② 自社の商号と同じ商号を使う同業者が同一市町村内に増えるの ではないかと心配である。	312社 / 468社	66.7%
③ その他	51社 / 468社	10.9%

④ 無回答	4社 / 468社	0.9%
-------	-----------	------

<Ⅲ. 定款への会社の目的記載関係>

問5. 貴社では、新会社法施行後、会社の事業目的の変更をする予定はありますか？  
貴社の考えに最も近い項目を1つお選びください。

① 会社の事業目的を変更したい。	12社 / 468社	2.6%
② すぐには事業目的の変更を予定していないが、今後新規事業に進出する際には、広めの事業目的に変更したい。	208社 / 468社	44.4%
③ 会社の事業目的の変更は、特に考えていない。	242社 / 468社	51.7%
④ その他	4社 / 468社	0.9%
⑤ 無回答	2社 / 468社	0.4%

<Ⅳ. 機関関係・・・取締役・取締役会関係>

問6. 貴社において、現在取締役は何人ですか？

平均4.18人

問7. 現行商法上では、株式会社は取締役を3人以上選任しなければなりません。貴社において、名目的な取締役（登記上、名前を借りているだけの取締役）が存在していますか？

① 名目的な取締役が存在している。	150社 / 468社	32.1%
② 名目的な取締役はいない。	317社 / 468社	67.7%
③ 無回答	1社 / 468社	0.2%

問8. 現行商法上では、株式会社は取締役会を設置し、3ヶ月に1回以上の取締役会を開催しなければならないとされています。貴社における取締役会の状況をお聞かせください。

① 取締役会は3ヶ月に1回以上、定期的に開催している。	134社 / 468社	28.6%
② 不定期だが、取締役会を開催している。	153社 / 468社	32.7%
③ 取締役会が全員集まって相談する機会は実質上設けている。	97社 / 468社	20.7%
④ 取締役会を全く開いていない。	71社 / 468社	15.2%
⑤ その他	10社 / 468社	2.1%
⑥ 無回答	3社 / 468社	0.6%

問9. 現行商法上では、取締役会を開催した場合には、取締役会議事録を作成しなければなりません。貴社における取締役会議事録の作成状況をお聞かせください。

① 取締役会後、常に自社で作成している。	211社 / 468社	45.1%
② 取締役会は開催していないが、議事録だけは作成している。	48社 / 468社	10.3%
③ 役員変更登記の時などに限り、外部に委託して作成している。	191社 / 468社	40.8%
④ その他	16社 / 468社	3.4%
⑤ 無回答	2社 / 468社	0.4%

問10. 貴社は、定款で株式の譲渡を制限していますか？

① 譲渡制限をしている。	326社 / 468社	69.7%
② 譲渡制限をしていない。	136社 / 468社	29.1%



中小株式会社に対する会社法制定の影響

③ 無回答	6社 / 468社	1.3%
-------	-----------	------

問11 貴社においては、取締役の人数を削減する予定などありますか？

① 従来通り、取締役会を置かずつもりである。	252社 / 468社	53.8%
② 取締役は1人にしようと思う。	25社 / 468社	5.3%
③ 取締役は2人にしようと思う。	53社 / 468社	11.3%
④ 取締役は3人以上とするが、取締役会は置かないことにしたい。	118社 / 468社	25.2%
⑤ その他	15社 / 468社	3.2%
⑥ 無回答	5社 / 468社	1.1%

問12 前問11で、①とお答えになった方にお聞きいたします。

取締役会の書面による持回り決議方式についての貴社のご意見をお聞かせください。

① すでに実質的に取締役会の書面による持回り決議方式を採用してきたので、新制度を採用したい。	24社 / 252社	9.5%
② 新会社法施行後は、迅速な意思決定のために、取締役会の書面による持回り決議方式を採用したい。	44社 / 252社	17.5%
③ 実際に取締役会を開催し、議事録を残す方法を継続する予定である。	181社 / 252社	71.8%
④ その他	2社 / 252社	0.8%
⑤ 無回答	1社 / 252社	0.4%

問13 問11で、②③④とお答えになった方にお聞きいたします。取締役会を設置しない理由をお聞かせください。貴社の考えに最も近い項目を1つお選びください。

① 迅速な意思決定をするため。	87社 / 196社	44.4%
② 取締役の人数を減らしたいから。	22社 / 196社	11.2%
③ 取締役会の開催、議事録の整備は大変だから。	49社 / 196社	25.0%
④ 取締役会を設置しなければ、監査役なども置かなくてすむから。	29社 / 196社	14.8%
⑤ その他	4社 / 196社	2.0%
⑥ 無回答	5社 / 196社	2.6%

問14 破産者を取締役にすることに対して、貴社はどのようにお考えですか？

貴社の考えに最も近い項目を1つお選びください。

① 破産者でも再チャレンジさせるべきであるから、取締役に選任してもよい。	152社 / 468社	32.5%
② 破産者により信用をなくした者を取締役に選任することは、モラルハザードにつながり、かつ信用不安を与えるので反対である。	271社 / 468社	57.9%
③ その他	24社 / 468社	5.1%
④ 無回答	21社 / 468社	4.5%

問15 貴社の役員の任期延長についてお尋ねいたします。

貴社の考えに最も近い項目を1つお選びください。

① 現在の任期は適当な長さであるから、新会社法施行後も、役員 の任期は延長しない。	224社 / 468社	47.9%
② 役員の変動は多くないから、再任の度に役員変更をして登録免 許税等を負担するのを軽減するために、新会社法施行後は、定 款を変更して役員の任期を現在より幾らか延長したい。	164社 / 468社	35.0%
③ 登録免許税等を目一杯節約するために、任期を10年に延長する よう、早速に定款を変更したい。	52社 / 468社	11.1%
④ その他	15社 / 468社	3.2%
⑤ 無回答	13社 / 468社	2.8%

#### < V. 機関・・・監査役関係 >

問16 現行商法上、株式会社は監査役を1人以上選任しなければなりません、貴社において、  
現在、名目的な監査役が存在していますか？

① 名目的な監査役が存在している。	320社 / 468社	68.4%
② 名目的な監査役はいない。	142社 / 468社	30.3%
③ 無回答	6社 / 468社	1.3%

問17 貴社においては、監査役を設置しますか？

① 監査役を設置しない。	148社 / 468社	31.6%
② 監査役を1人置く。	264社 / 468社	56.4%
③ 監査役を2人置く。	40社 / 468社	8.5%
④ 監査役を3人以上置く。	8社 / 468社	1.7%
⑤ 無回答	8社 / 468社	1.7%

問18 前問17で、監査役を置くとお答えになった方にお聞きします。新会社法では、貴社に  
おいて、監査役の監査範囲の限定をなさいますか？

① 監査範囲は、会計監査に限定したい。	123社 / 312社	39.4%
② 監査範囲は、会計監査に限らず業務監査の双方としたい。	89社 / 312社	28.5%
③ 検討中である。	96社 / 312社	30.8%
④ その他	4社 / 312社	1.3%

#### < VI. 機関関係・・・会計参与関係 >

問19 新会社法施行後、会計参与を設置する予定がありますか？  
貴社のお考えに最も近い項目を1つお選びください。

① 設置したいと考えている。	43社 / 468社	9.2%
② 設置は考えていない。	233社 / 468社	49.8%
③ 様子を見て考える。	179社 / 468社	38.2%
④ その他	6社 / 468社	1.3%
⑤ 無回答	7社 / 468社	1.5%

問20 貴社がもし会計参与を設置するとしたら、監査役との関係はどのようになさいますか？

## 中小株式会社に対する会社法制定の影響

① 会計参与を設置したら、監査役は廃止する予定である。	231社 / 468社	49.4%
② 会計参与を設置しても、監査役は併設する予定である。	166社 / 468社	35.5%
③ その他	26社 / 468社	5.6%
④ 無回答	45社 / 468社	9.6%

問21 貴社が、もし会計参与を設置するとしたら、会計参与に対する報酬（税務顧問報酬とは別途）は、どのくらいが妥当だとお考えですか？

① 月額 50 万円以上	5社 / 468社	1.1%
② 月額 40 万円以上～50 万円未満	10社 / 468社	2.1%
③ 月額 30 万円以上～40 万円未満	23社 / 468社	4.9%
④ 月額 20 万円以上～30 万円未満	38社 / 468社	8.1%
⑤ 月額 10 万円以上～20 万円未満	96社 / 468社	20.5%
⑥ 月額 10 万円未満	246社 / 468社	52.6%
⑦ 無回答	50社 / 468社	10.7%

問22 貴社が、もし会計参与を設置するとしたら、金融機関に対して強く要望する事項はなんですか？ 下記の選択肢からあなたが最も重視する項目を1つお選びください。

① 貸出金利面での優遇	131社 / 468社	28.0%
② 審査機関面での優遇	53社 / 468社	11.3%
③ 貸出金額面での優遇	39社 / 468社	8.3%
④ 物的担保面での優遇	13社 / 468社	2.8%
⑤ 第三者保証の免除	65社 / 468社	13.9%
⑥ 代表取締役本人の保証の免除	95社 / 468社	20.3%
⑦ その他	20人 / 468社	4.3%
⑧ 無回答	52社 / 468社	11.1%

### <Ⅶ. 自己株式取得関係>

問23 貴社における相続株の買取制度についてのご意見をお聞かせください。

① 新会社法施行後に、定款を変更して相続株の買取制度を導入したい。	176社 / 468社	37.6%
② 相続株の買取制度の導入は考えていない。	246社 / 468社	52.6%
③ その他	29社 / 468社	6.2%
④ 無回答	17社 / 468社	3.6%

問24 貴社において、今までに自己株式の取得をしたことがありますか？

① 今までに、自己株式の取得をしたことがある。	88社 / 468社	18.8%
② 今までに、自己株式の取得をしたことがない。	370社 / 468社	79.1%
③ 無回答	10社 / 468社	2.1%

問25 前問 24 で、①今までに自己株式の取得をしたことがあるとお答えになった方にお聞き

します。

貴社が自己株式を取得したのは、どのような方からの取得でしたか？  
該当する項目をすべてお選びください。(複数回答)

①	オーナー相続人からの相続株の買取り	9社 / 88社	10.2%
②	相続株ではないがオーナーの親族からの買取り	13社 / 88社	14.8%
③	オーナーの親族でない役員・元役員からの買取り	21社 / 88社	23.9%
④	従業員・元従業員からの買取り	31社 / 88社	35.2%
⑤	資本提携先からの買取り	10社 / 88社	11.4%
⑥	その他	2社 / 88社	2.3%
⑦	無回答	2社 / 88社	2.3%

問26 問24で、②今までに自己株式の取得をしたことがないとお答えになった方にお聞きします。最もよく該当する項目を1つお選びください。

①	自己株式を買い取らなければならない局面がなかった。	321社 / 370社	86.8%
②	自己株式を買い取るにも資金や利益剰余金がなかったので買い取れなかった。	25社 / 370社	6.8%
③	定時株主総会でしか取得決議ができなかったので、自己株式の取得の機会を逸した。	6社 / 370社	1.6%
④	その他	6社 / 370社	1.6%
⑤	無回答	12社 / 370社	3.2%

#### <Ⅷ. 株券不発行関係>

問27 貴社において、株券の発行について定款に定め、株券発行会社になりますか？  
貴社のお考えをお聞かせください。

①	既存株式会社なので、株券を発行しないように定款の変更をす る(株券発行会社にならない)。	378社 / 468社	80.8%
②	定款にて株券を発行する旨の定めをし、株券発行会社になる。	66社 / 468社	14.1%
③	無回答	24社 / 468社	5.1%

#### <Ⅸ. 種類株式関係>

問28 貴社においては、議決権制限株式を発行したいとお考えですか？  
貴社の考えに最も近い項目を1つお選びください。

①	議決権制限株式の発行を検討してみたい。	72社 / 468社	15.4%
②	すでに議決権制限株式を発行している。	8社 / 468社	1.7%
③	議決権制限株式の発行はしない見込みである。	211社 / 468社	45.1%
④	良くわからない。	163社 / 468社	34.8%
⑤	無回答	14社 / 468社	3.0%

問29 貴社においては、株主の権利の内容が平等でない株式、例えば、持株数と関係なく一人一議決権となる株式や全員同額配当株式など属人的な定めをした株式などを発行したいとお考えでしょうか？

①	発行を検討してみたい。	33社 / 468社	7.1%
---	-------------	------------	------

中小株式会社に対する会社法制定の影響

② 発行する予定は今後ともないであろう。	235社 / 468社	50.2%
③ 良くわからない。	189社 / 468社	40.4%
④ 無回答	11社 / 468社	2.4%

< X. 計算関係 >

問30 貴社においては、「指針」の内容について、経理担当役員等が研修を受けましたか？

① 顧問の税理士等から、「指針」について、経理担当役員等に対して研修がおこなわれたことがある。	43社 / 468社	9.2%
② 経理担当役員等が、研修機関等が主催する「指針」についての研修会に参加したことがある。	32社 / 468社	6.8%
③ 経理担当役員等が、内外で行われる研修に参加したことはない。	368社 / 468社	78.6%
④ その他	12社 / 468社	2.6%
⑤ 無回答	13社 / 468社	2.8%

問31 貴社においては、新会社法施行後、決算公告が迫られる場合には、どのような方法で公告を行うこととしますか？

① 官報に掲載する方法	198社 / 468社	42.3%
② 日刊新聞紙に掲載する方法	33社 / 468社	7.1%
③ 電子公告や電磁的公告など、ホームページ等を活用する方法	215社 / 468社	45.9%
④ 無回答	22社 / 468社	4.7%

< XI. 有限会社法制と株式会社法制の統合関係 >

問32 現在株式会社である貴社は、新会社法の施行に向けて、次の選択肢のうち、どれを選択なさいますか？

① 株式会社のままで新会社法施行を迎え、施行後も株式会社として継続する。	451社 / 468社	96.4%
② 新会社法施行時までに株式会社を有限会社へと組織変更し、施行後は特例有限会社となる。	9社 / 468社	1.9%
③ 新会社法施行後、株式会社から有限責任会社である合同会社へ組織変更する。	2社 / 468社	0.4%
④ 無回答	6社 / 468社	1.3%

問33 前問32で、①株式会社のままで新会社法施行を迎えるとお答えになった方にお尋ねします。その理由は何ですか？  
下記の選択肢からあなたが最も重視する項目を1つお選びください。

① 将来、株式の公開を考えているから。	23社 / 451社	5.1%
② 株式会社は、決算公告の義務化が完全実施されるかもしれないが、それにより、有限会社よりも社会的信用が得られるという利点はあると思うから。	197社 / 451社	43.7%
③ 株式会社であれば、決算書の適正性を担保する会計参与を設置することができ、金融機関等からの与信を高めることができるから。	76社 / 451社	16.9%

④ 決算公告義務の履行を迫られたら困るが、かといって今さら有 限会社にするわけにはいかないから。	132社 / 451社	29.3%
⑤ その他	21社 / 451社	4.7%
⑥ 無回答	2社 / 451社	0.4%

問34 問32で、②株式会社から特例有限会社になることを選択した方にお尋ねいたします。  
その理由はなんですか？ あなたの考えに最も近い項目を1つお選びください。

① 役員の任期がなくなり、役員変更の登録免許税も不要になるから。	3社 / 9社	33.3%
② 決算公告をしなくてよいから。	0社 / 9社	0.0%
③ 大会社に該当しても、会計監査人の監査や新会社法で義務づけ られた内部統制システムの構築が強制されないから。	1社 / 9社	11.1%
④ 大会社に該当しても、監査役の設置は任意であり、またその任 務は会計監査だけでもよいから。	1社 / 9社	11.1%
⑤ いつでも株式会社へ名称変更できるから。	3社 / 9社	33.3%
⑥ その他	1社 / 9社	11.1%

問35 問32で、③新会社法施行後、株式会社から合同会社に組織変更するとお答えになった  
方にお尋ねいたします。

その理由はなんですか？ あなたの考えに最も近い項目を1つお選びください。

① 決算公告が義務づけられないから。	2社 / 2社	100.0%
② 特例有限会社と異なり M&A も可能であるから。	0社 / 2社	0.0%
③ 社員総会を開かなくてもよい等自由な組織を作れるから。	0社 / 2社	0.0%

<その他 LLP 制度>

問36 貴社において、このような LLP 制度を活用することについてのご意見をお聞かせくだ  
さい。

① 活用を検討してみたい。	21社 / 468社	4.5%
② 活用の余地はなさそうだ。	135社 / 468社	28.8%
③ まだ良くわからない。	293社 / 468社	62.6%
④ 無回答	19社 / 468社	4.1%

## 中小株式会社に対する会社法制定の影響

### 合名・合資会社 (27社)

業種	(複数回答)
1. 農林水産業	0社
2. 鉱業	0社
3. 建設業	1社
4. 製造業	6社
5. 卸売業	8社
6. 小売業	4社
7. 飲食・旅館業	0社
8. 金融・保険業	0社
9. 不動産業	3社
10. 運輸・通信・公益事業	1社
11. サービス業	1社
12. その他	1社
13. 無回答	2社
● 資本金	平均 511万円
● 直近の年間売上高	平均 3億1288万円
● 会社設立の年	平均 1953年
● 創業の年	平均 1937年
● 経営者の履歴	
1. 創業者	2社
2. 前経営者の子供、または子供の配偶者(家族関係者)	22社
3. 前経営者の兄弟その他の親戚関係者	2社
4. 前経営者と家族関係・親戚関係のない従業員から昇進した者	0社
5. 親会社、関係会社等から派遣された者	0社
6. その他	0社
7. 無回答	1社
● 会社の区分	
1. 同族会社	25社
2. 非同族の同族会社	1社
3. 非同族会社	0社
4. 無回答	1社

問 1. 合同会社制度について、どのようにお考えですか？			
①	ぜひ合同会社に変更したい。	→問 2 へ	2社 / 27社 7.4%
②	合同会社への変更を検討したい。	→問 2 へ	9社 / 27社 33.3%
③	合同会社に変更する予定はないが、関心はある。	→問 3 へ	13社 / 27社 48.1%
④	変更する予定も、関心もない。	→問 3 へ	3社 / 27社 11.1%

問 2. 問 1 で、①又は②と答えられた方にお尋ねいたします。なぜ、合同会社に変更さいますか？

①	社員全員が平等に有限責任となることができるから。	6社 / 11社 54.5%
②	わずらわしい債権者保護の手続きをとらなくても変更できるから。	3社 / 11社 27.3%
③	吸収分割など、一部の組織再編にも活用できるから。	0社 / 11社 0.0%
④	その他	2社 / 11社 18.2%

問 3. 問 1 で、③又は④と答えられた方にお尋ねいたします。なぜ、合同会社への変更は検討されませんか？（※重複回答が存在）

①	今のままでとくに不都合はないから。	7社 / 16社 43.8%
②	労務出費が認められないから。	0社 / 16社 0.0%
③	信用度が低下するから。	1社 / 16社 6.3%
④	社名変更、変更登記などのコストがかかるから。	6社 / 16社 37.5%
⑤	その他	2社 / 16社 12.5%
⑥	無回答	1社 / 16社 6.3%

問 4. 貴社の帳簿記帳・決算書の作成については、社内でもどこまで作成していっていますか？

①	社内では仕訳まで作成している。	14社 / 27社 51.9%
②	社内で試算表まで処理した後、税理士等が決算書を作成している。	9社 / 27社 33.3%
③	社内で決算書まで作成している。	2社 / 27社 7.4%
④	その他	2社 / 27社 7.4%

問 5. 「中小企業の会計に関する指針」においては、インターネットなどを通じた決算公告を推奨しています。このことについてどのようにお考えですか？

①	決算公告は会社の内部情報を知られるので、できれば避けたい。	13社 / 27社 48.1%
②	銀行・取引先からの信用を得られるかもしれないので検討したい。	6社 / 27社 22.2%
③	その他	7社 / 27社 25.9%
④	無回答	

問 6. 持分会社において、減資が認められたことについて、どのようにお考えですか？

①	損失の填補のためであれば必要であり、賛成である。	8社 / 27社 29.6%
---	--------------------------	----------------



## 中小株式会社に対する会社法制定の影響

② 資本金が変動することはし信用力の低下に繋がりが、賛成できない。	5社 / 27社	18.5%
③ 関心がない。	13社 / 27社	48.1%
④ その他	1社 / 27社	3.7%

問7. 持分会社において、社債の発行が認められたことについて、どのようにお考えですか？

① 会社の資金の調達方法が多様化し、賛成である。発行したい。	3社 / 27社	11.1%
② すぐに発行しようとは思わないが、検討したい。	5社 / 27社	18.5%
③ 持分の出資と異なり、償還が必要であり、会社の負担が増加する。発行したくない。	4社 / 27社	14.8%
④ 関心がない。	15社 / 27社	55.6%
⑤ その他	0社 / 27社	0.0%

問8. 無限責任社員の持分について、定款で相続を認める規定を置くことについて、どのようにお考えですか？

① 新会社法施行後、早急に定款を変更したい。	3社 / 27社	11.1%
② 今すぐ必要ではないが、検討したい。	17社 / 27社	63.0%
③ 相続を認めるつもりはない。 →問9へ	1社 / 27社	3.7%
④ 関心がない。	4社 / 27社	14.8%
⑤ その他	2社 / 27社	7.4%

問9. 問8で、③とお答えになった会員様にお尋ねいたします。なぜ、相続を認める必要はないとお考えになりますか？

① 今のところ死亡を理由とする退社は考えられないから。	0社 / 0社	0.0%
② 定款変更による登記などがわずらわしいから。	0社 / 0社	0.0%
③ 相続人が信頼に足る人物であるか確かめるためにも、他の社員は必要であるから。	0社 / 0社	0.0%
④ その他	1社 / 1社	100.0%

問10 貴社において、このようなLLP制度を活用することについてのご意見をお聞かせください。

① 活用を検討してみたい。	0社 / 27社	0.0%
② 活用の余地はなさそうだ。	8社 / 27社	29.6%
③ まだ良くわからない。	19社 / 27社	70.4%

<合名会社の方のみにお尋ねします。>

(全1社)

問1. このような、合名会社の社員を法人とする方法についてどうお考えになるか、お尋ねいたします。

① 法人無限責任社員を入社させたい。 →問2へ	0社 / 1社	0.0%
② 法人無限責任社員の入社を検討したい、または検討する可能性がある。	1社 / 1社	100.0%

③ 今のところその必要はない。 →問3へ	0社 / 1社	0.0%
④ とくに関心がない。	0社 / 1社	0.0%
⑤ その他	0社 / 1社	0.0%

問2. 問1で、①と答えられた方にお尋ねいたします。法人無限責任社員の入社を希望なさるのはどうしてですか。

① 社名等の変更が不要で、取引先に与える影響が少ないから。	0社 / 0社
② 社名等の変更が不要で、コストがかからないから。	0社 / 0社
③ その他	0社 / 0社

問3. 問1で、③と答えられた方にお尋ねいたします。法人無限責任社員が必要ないのはなぜですか。

① 2つの会社をつくるため、法人税を二重に払うことになり負担が増えるおそれがあるから。	0社 / 0社
② 債権者の閲覧請求への対応など、開示のためにコストがかかるから。	0社 / 0社
③ その他	0社 / 0社

<合資会社の方のみにお尋ねします。> (全26社)

問1. 有限責任社員による会社の意思決定について、どのようにお考えですか。

① 賛成である。 →問2へ	9社 / 26社	34.6%
② 反対である。 →問3へ	5社 / 26社	19.2%
③ どちらでもない、または関心がない。	10社 / 26社	38.5%
④ その他	1社 / 26社	3.8%
⑤ 無回答	1社 / 26社	3.8%

問2. 問1で、①とお答えになった方にお尋ねいたします。有限責任会社社員による会社の意思決定に賛成なさるのは、どうしてですか？

① 社員の適正や希望により柔軟に対応できるから。	6社 / 9社	66.7%
② 無限責任の負担を強制することなく、新たな社員を入社させやすくなるから。	2社 / 9社	22.2%
③ その他	1社 / 9社	11.1%

問3. 問1で、②とお答えになった方にお尋ねいたします。有限責任社員による会社の意思決定に反対なさる理由をお教え下さい。

① 無限責任社員の会社意思決定への影響が減少するのは不安であるから。	4社 / 5社	80.0%
② 有限責任社員が会社の意思決定を行うことによって取引先からの信用度が低下するのではないかと不安があるから。	1社 / 5社	20.0%
③ その他	0社 / 5社	0.0%

## 中小株式会社に対する会社法制定の影響

### 有限会社 (160 社)

● 業種	
1. 農林水産業	0 社
2. 鉱業	0 社
3. 建設業	28 社
4. 製造業	27 社
5. 卸売業	23 社
6. 小売業	12 社
7. 飲食・旅館業	5 社
8. 金融・保険業	3 社
9. 不動産業	15 社
10. 運輸・通信・公益事業	1 社
11. サービス業	27 社
12. その他	19 社
● 資本金	平均 420 万円
● 直近の年間売上高	平均 8671 万円
● 会社設立の年	平均 1988 年
● 創業の年	平均 1981 年
● 経営者の履歴	
1. 創業者	107 社
2. 前経営者の子供、または子供の配偶者 (家族関係者)	36 社
3. 前経営者の兄弟その他の親戚関係者	0 社
4. 前経営者と家族関係・親戚関係のない従業員から昇進した者	4 社
5. 親会社、関係会社等から派遣された者	4 社
6. その他	5 社
7. 無回答	4 社
● 会社の区分	
1. 同族会社	119 社
2. 非同族の同族会社	8 社
3. 非同族会社	17 社
4. 無回答	16 社

問1. 新会社法による3つの選択肢のうち、どの方法を選択なさいますか？

① 新会社法の施行前までに、株式会社に組織変更する。 →問2へ	7社 / 160社	4.4%
② 新会社法の施行後、商号を変更して「株式会社」という名称を用いる。 →問3へ	57社 / 160社	35.6%
③ 新会社法の施行後も、「特例有限会社」として存続し、従来の「有限会社」の名称をそのまま利用する。 →問4・問5へ	88社 / 160社	55.0%
④ その他	8社 / 160社	5.0%

問2. 問1で①を選択なさった方にお尋ねします。なぜ新会社法施行前の組織変更を選択されますか？

① もともと、組織変更を予定していたから。	5社 / 7社	71.4%
② 資産の評価益を計上したいから。	1社 / 7社	14.3%
③ その他	0社 / 7社	0.0%
④ 無回答	1社 / 7社	14.3%

問3. 問1で②を選択なさった方にお尋ねいたします。なぜ新会社法施行後の組織変更を選択されますか？

① 最低資本金規制が必要なくなるから。	11社 / 57社	19.3%
② 現在の組織はそのままに株式会社の商号を利用できるから。	42社 / 57社	73.7%
③ 企業買収などを計画しているため、特例有限会社は利用できないから。	4社 / 57社	7.0%
④ その他	0社 / 57社	0.0%

問4. 問1で③を選択なさった方にお尋ねいたします。なぜ特例有限会社を選択なさいますか？

① 商号を変更することは取引先に影響を与えるから。	8社 / 88社	9.1%
② 商号を変更することはコストがかかり、面倒だから。	51社 / 88社	58.0%
③ 決算公告をしたくないから。	4社 / 88社	4.5%
④ 取締役の任期ごとに登記をする費用が負担だから。	10社 / 88社	11.4%
⑤ その他	12社 / 88社	13.6%
⑥ 無回答	3社 / 88社	3.4%

問5. 問1で③を選択なさった方にお尋ねいたします。特例有限会社にも社債の発行が認められたことについて、どのようにお考えですか？

① 会社の資金の調達方法が多様化し、賛成である。発行したい。	1社 / 88社	1.1%
② すぐに発行しようとは思わないが、検討したい。	17社 / 88社	19.3%
③ 持分の出資と異なり、償還が必要であり、会社の負担が増加するので発行したくない。	19社 / 88社	21.6%
④ 関心がない。	40社 / 88社	45.5%
⑤ その他	5社 / 88社	5.7%

中小株式会社に対する会社法制定の影響

問 6. 貴社の帳簿記帳・決算書の作成について、どこまで社内でおこなっていますか？		
① 社内ですべて作成している。	84社 / 160社	52.5%
② 社内で試算表まで処理した後、税理士等が決算書を作成している。	50社 / 160社	31.3%
③ 社内で決算書まで作成している。	16社 / 160社	10.0%
④ その他	7社 / 160社	4.4%
⑤ 無回答	3社 / 160社	1.9%
問 7. 「中小企業の会計に関する指針」においては、インターネットなどを通じた決算公告を推奨しています。このことについてどのようにお考えですか？		
① 決算公告は会社の内部情報を知られるので、できれば避けたい。	87社 / 160社	54.4%
② 銀行・取引先からの信用を得られるかもしれないので検討したい。	41社 / 160社	25.6%
③ その他	24社 / 160社	15.0%
④ 無回答	8社 / 160社	5.0%
問 8. 貴社において、このようなL L P制度を活用することについてのご意見をお聞かせください。		
① 活用を検討してみたい。	7社 / 160社	4.4%
② 活用の余地はなさそうだ。	39社 / 160社	24.4%
③ まだ良くわからない。	106社 / 160社	66.3%
④ 無回答	8社 / 160社	5.0%

